

令和7年度 厚木市 市民後見人養成研修 参加者募集

成年後見制度とは

- ① 認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が自分一人では行うことが難しい財産管理や契約行為について、本人の意思決定のもと権利や財産を守り、本人に不利益が生じることのないようにする制度です。

市民後見人とは

- ① 市民後見人とは、社会貢献への意欲が高い一般市民の方で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された方のことです。
- 市民後見人は、ご本人と同じ地域に住む方が、市民の目線で、ご本人の意思を丁寧に把握し、ご本人の人生の伴走者として地域に密着した活動を行うことが期待されています。

成年後見人等（市民後見人）が行う主な活動



本人の見守り、
意思決定の支援

本人の施設
入所時・入院
時等の契約



本人の財産管理・
郵送物の管理

その他にも・・・

- ・関係機関との連絡調整
- ・家庭裁判所への報告書類の作成などを行います。

※厚木市では最初、厚木市社会福祉協議会との複数受任で活動をして経験を積み、1年から2年後に、厚木市社会福祉協議会が辞任し、市民後見人の単独受任で活動をしていただきます。

応募資格

厚木市民で、成年後見制度や市民後見人の活動に関心がある方で、次の要件にすべて該当する方。

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、厚木市に住民登録があり、今後も、引き続き厚木市に居住して活動をする予定の方
- ② 令和8年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下の方
- ③ 基礎研修の全日程の受講が可能な方（研修の一部でオンライン配信を予定しています。受講にはオンラインの環境が必要となります。）
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者
- ⑤ 成年後見人等を受任している団体に所属又は関与していないこと
- ⑥ 親族以外の任意後見契約受任者、任意後見人、成年後見人等になっていないこと
- ⑦ オンライン研修（Web研修）が受講できる方
- ⑧ 申込にあたり厚木市社会福祉協議会にて実施する面談を受けること

→→裏面へ

定 員

10名程度

※基礎研修→実践研修→実務研修を経て厚木市市民後見人候補者名簿登録となります。各研修の修了は審査会にて判断されます。受講をしても審査で不合格となる場合がございます。

申込方法 ※養成研修の受講を希望される方は、まず説明動画を視聴いただく必要があります。

記載の URL または二次元コードからお申込みください。

申込期間	申込先 (URL もしくは二次元コード)	お問合せ先	視聴期間
6/2 (月) 9 時 ～ 7/4 (金) 12 時	 https://forms.gle/NkzmVtShhpwkqoz7	神奈川県社会福祉協議会 045-534-6045 (平日の9時～17時)	6/2(月)9時 ～ 7/4(金)17時

◆二次元コードが読み込めない、動画が再生できないなどの不具合がありましたらお電話にてお問合せください。

応募にあたっての注意事項

- ① 市民後見人養成研修は、今回の「基礎研修」に引き続き、厚木市が実施する「実践研修」と「実務研修」が予定されています。「実践研修」の受講に当たっては、講義内容の習熟度等を確認するための修了試験を行い、所定の申込書類と合わせて「実践研修」へ進むことができる方を選考いたします。「実務研修」までの流れについては「実践研修」時にご案内いたします。
- ② 「基礎研修」・「実践研修」・「実務研修」の受講により養成研修の修了となります。
- ③ 養成研修を受講することによって、成年後見人等になることの保証及び資格を得るものではありません。成年後見人等は、個別の案件に応じて、家庭裁判所により選任されます。
- ④ 成年後見人等の活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本養成研修の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。
- ⑤ 応募に当たっては、オンデマンド配信による「市民後見人養成研修（基礎研修）説明動画」を必ずご視聴ください。
- ⑥ 厚木市の市民後見人の活動について、ご理解の上で研修を受講していただくため、説明を中心とした面談を実施する予定です。面談は必須ですので、ご承知おきください。なお、面談を受けることが難しい場合は、基礎Ⅰの申込みが出来かねます。

研修のスケジュール

時期	6/2(月)～ 7/4(金)	6/2(月)～ 7/4(金)	6/2(月)～ 7/16(水)	7/18(金)～ 8/19(火)	8/1(金)～ 8/26(火)	9/9 (火)	9/30 (火)	10 月下旬～ 12 月上旬	R8. 1 月 ～2 月	3 月	厚木市市民後見人候補者として名簿登録
研修の流れ	説明動画の申込・視聴	基礎Ⅰ申込	厚木市社協にて面談	基礎Ⅰ(動画視聴・全13講)	基礎Ⅱ申込	基礎Ⅱ(集合研修)↓修了試験	審査会	実践研修(集合研修・7講程度)↓修了試験↓審査会	実務研修(1回～2回程度)	審査会	

【市民後見人養成研修事務局 説明動画と養成研修に関する問合せ先】

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進課 (かながわ成年後見推進センター)

電 話：045-534-6045 (平日9時～17時まで)

FAX：045-314-3472

電子メール：kouken@knsyk.jp

実施団体：社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 (神奈川県委託事業)

共 催：社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会 (厚木市委託事業)

※申込みされた方の情報は、基礎Ⅰ申込み時にご提出いただく個人情報提供同意書に基づき、神奈川県社会福祉協議会と厚木市社会福祉協議会双方で共有いたしますことをご承知おきください。